

5 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正について

○ 相談支援体制の充実等について

本年6月30日にお示しした基本的枠組み案のたたき台の「相談支援体制の充実等」について、パブリックコメントにおけるご意見等を踏まえて、追加、修正を行ったところであり、そのポイントについては、以下のとおりである（その他の内容については、本年6月30日の「基本的枠組み案のたたき台」にお示しした内容のとおり）。

今後、この基本的枠組み案等を踏まえ、更に指定基準省令、報酬の内容等について検討を行い、お示しする予定である。

各都道府県等においては、平成24年4月の施行に向けて、今回お示しした「基本的枠組み案」を参考に必要な手続等を進めていただくとともに、関係市町村等に対し施行までの必要な準備等を促すなど、新しい相談支援体制の充実等の円滑な施行に向けてご協力と特段のご配慮をお願いしたい。

[今後のスケジュール]

平成23年11月	報酬の算定構造案、請求明細書等の様式案の提示
12月	指定基準省令案、事業者指定の手続き等の提示
平成24年1月	報酬案の提示、事務処理要領案の提示
3月	政省令・告示の公布、留意事項通知、事務処理要領等の発出

(1) 計画相談支援・障害児相談支援について

① 対象拡大に当たっての留意点等

対象拡大については、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までに全ての対象者について実施。

なお、施設入所支援と就労継続支援又は生活介護の利用の組み合わせは、ケアマネジメント等の手続きを前提に認めることとしているため、当該組み合わせに係る平成24年4月以降の新規利用者はサービス等利用計画作成が必須となることに留意。

② 人員基準

本年6月30日の「基本的枠組み案のたたき台」においては、管理者、相談支援専門員について、原則として、事業所ごとに専従の者を配置することとした上で、例外として、業務に支障がない場合に地域相談支援との兼務を認めることとしていたところである。

しかしながら、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援については、一体的に業務を行うことが想定されるため、当該内容を修正し、原則として、地域相談支援との兼務を認めることとする。

③ 報酬

ア 障害児に係る計画作成等の報酬について

障害児に係る計画作成等については、特定相談支援事業者（障害児の居宅サー

ビス) 及び障害児相談支援事業者(障害児の通所サービス)の両方の指定を受けた事業者の相談支援専門員が、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成することとし、当該報酬については、障害児相談支援に係る報酬のみを算定する方向で検討。

イ 居宅介護計画(ケアプラン)とサービス等利用計画を担当する者が同一の場合の報酬について

利用者のアセスメントやモニタリング等の業務が一体的に行われるため、サービス等利用計画に係る報酬を減額して一定額を算定する方向で検討。

④ 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助のモニタリング期間の設定

モニタリング期間については、対象者の状況に応じて柔軟に設定すべきものであることから、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとするとともに、一定の目安として、国において対象者ごとの標準期間を示すこととする。

具体的には、市町村が、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の提案を踏まえて以下の標準期間及び事項を勘案して個別に定める仕組みとする。

【標準期間(案)】

- | | |
|--|-------------------|
| ① 新規又は変更決定によりサービス内容に著しく変動があった者 ※④を除く | → 利用開始から3ヶ月間、毎月実施 |
| ② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者
※①を除く | |
| ア 現行制度の対象者 | → 毎月実施 |
| イ その他 | → 6ヶ月ごとに1回実施 |
| ③ 障害者支援施設入所者 ※①及び④を除く | → 1年ごとに1回実施 |
| ④ 地域移行支援利用者 | → 6ヶ月ごとに1回実施 |

【勘案事項(案)】

- ・ 心身の状況、置かれている環境、総合的な援助の方針、サービスの種類、内容、量、各サービスの目標及び達成時期、支給決定の有効期間 等

また、モニタリング期間設定の手続き(案)については、以下のとおりとする。

- ① 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)が、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案を含む。以下同じ。)に「モニタリング期間(毎月、6ヶ月ごと等)案」を記載。
- ② 利用者が、当該サービス等利用計画案を市町村に提出。
- ③ 市町村は、支給決定に併せて、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、支給決定の有効期間の範囲内(毎月等集中的に実施する場合は1年を越えない範囲内)で「モニタリング期間(毎月、6ヶ月ごと等)」を定め、受給者証(※)に当該期間を記載し、対象者に通知。
※ 受給者証に記載欄を設ける。
- ④ 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)は、市町村が定めたモニタリング期間に基づき、モニタリングを実施。
- ⑤ 市町村は、モニタリング期間を変更(毎月→6ヶ月等)する場合には、その都度、変更したモニタリング期間を利用者に通知(受給者証の提出を求め記載を変更)。
- ⑥ なお、対象者が不在である等によりやむを得ずモニタリング期間が予定月の「翌月」となった場合であって、市町村が認めるときには報酬を算定できることとする。

⑤ セルフプラン作成者に係るモニタリングの取扱い

セルフプラン作成者は、自ら計画を作成できる者であることから、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）によるモニタリングは実施しないこととする。

⑥ 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング

サービス事業所との中立性の確保や、サービス事業所と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、以下のやむを得ない場合を除き、別の相談支援専門員が実施することを基本とする。

- ・ 身近な地域に相談支援事業者がない
- ・ 新規支給決定又は変更後、概ね3ヶ月以内の場合（計画作成とその直後のモニタリングは一体的な業務であること、また、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。）
- ・ その他市町村がやむを得ないと認める場合 等

⑦ サービス等利用計画と個別支援計画の関係

サービス等利用計画については、相談支援専門員が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するものであり、個別支援計画は、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成するものであることに留意すること。

(2) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

① 地域移行支援

ア 対象者

- 障害者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障害者のほか、以下の者が対象となる。〔法律事項〕
 - ・ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者
 - ・ 障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者
- 精神科病院入院者については、支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象とし、1年未満の入院者については、特に支援が必要な者（例えば、措置入院や医療保護入院から退院する者で、住居の確保などの支援を必要とするものなど）を対象とする。

イ 地域移行支援の流れ

地域移行支援における支援の流れのイメージについては、以下のとおりである。

〔初期段階〕

- ・ 地域移行支援計画の作成
- ・ 対象者への訪問相談、利用者や家族等への情報提供等

〔中期段階〕

- ・ 対象者への訪問相談（不安解消や動機付け維持等）
- ・ 同行支援（障害福祉サービス事業所の体験利用等）
- ・ 自宅外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験外泊
- ・ 関係機関調整

〔終期段階〕

- ・ 住居の確保の支援
- ・ 同行支援（退院・退所後に必要な物品の購入、行政手続き等）
- ・ 関係機関調整（退院・退所後の生活に関わる関係機関等）

② 地域定着支援

ア 対象者

グループホーム・ケアホーム、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制等については、基本的に当該事業所の世話人等が対応することが想定されるため、対象外とする。

イ サービス内容

常時の連絡体制の確保は携帯電話による体制でも可とする。

ただし、緊急事態に対して速やかに駆けつけられる体制を確保することが前提。

③ その他（共通事項等）

ア 支給決定主体

現行の障害者支援施設入所者と同様に、精神科病院も含め居住地特例を適用（入院・入所前の居住地の市町村）

イ 人員基準

本年6月30日の「基本的枠組み案のたたき台」においては、管理者、相談支援専門員、地域移行支援・地域定着支援を担当する者について、原則として、事業所ごとに専従の者を配置することとした上で、例外として、業務に支障がない場合に計画相談支援等との兼務を認めることとしていたところである。

しかしながら、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援については、一体的に業務を行うことが想定されるため、当該内容を修正し、原則として、計画相談支援・障害児相談支援との兼務は認めることとする。

ウ 平成24年度「精神障害者地域移行・地域定着支援事業（補助金）」の概算要求

地域移行推進員及び個別支援会議については、障害者自立支援法に基づく個別給付によることとしており、本補助事業においては、ピアサポート、協議会、地域体制整備コーディネーター等について概算要求を行っているところである。

④ 精神障害者に係る都道府県・保健所の役割

都道府県・保健所は、地域移行・地域定着について、市町村、精神科病院、関係機関等への協力及び連携等の役割を担う。

(都道府県)

- ・ 障害福祉計画に係る入院中の者に係るサービス量の見込について保健所及び市町村等に提示。
- ・ 地方精神保健福祉審議会及び都道府県自立支援協議会を通じ、精神科病院や関係機関への地域移行・地域定着支援の推進に向けた働きかけを実施。
- ・ 一般相談支援事業者の指定権者として、地域相談支援に係る事業者の指導監督の実施等。

(保健所)

- ・ 精神障害者の地域移行・地域定着支援に向けた圏域内の調整及び連携推進、市町村、精神科病院及び関係機関に対しての積極的な働きかけ。
- ・ 自立支援協議会等のメンバーとしての参加及び協力。
- ・ 利用者の状況に応じ、保健師や精神保健福祉相談員等が、地域移行支援・地域定着支援を担当する者と共に、同行訪問及び精神科病院等への連絡調整。
- ・ 市町村に対する管内の精神障害者に係る状況(入院者数等)に係る情報提供等。

(3) 相談支援の提供体制の整備

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、当面、一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていくことが必要である。

このため、相談支援従事者研修の実施主体の拡大及び民間団体の相談支援事業者の活用について、本年10月26日付けで以下について通知を発出したところである。

都道府県におかれては、当該通知を踏まえて、必要となる相談支援の提供体制の整備を計画的に進めるようお願いする。

① 相談支援従事者研修の実施主体の拡大

相談支援従事者研修の実施主体について、都道府県に加え、都道府県知事が指定する事業者まで拡大する。

※ 「相談支援従事者研修事業の実施について」の一部改正について(平成23年10月26日障発1026第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を发出。

② 民間団体の相談支援事業者の活用

公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援の実績について、一定の要件のもと、実務経験として認める。

※ 相談支援専門員の要件としての実務経験の取扱いについて(平成23年10月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室 事務連絡)を发出。

(4) サービス等利用計画の導入と障害福祉サービス利用の組み合わせについて

本年6月30日の基本的枠組み案のたたき台において、就労継続支援の通所による利用が困難な場合における、施設入所支援と就労継続支援の利用の組み合わせ及び障害程度区分が4(50歳以上は3)よりも低い者について、グループホーム・ケアホームでの受け入れが困難な場合等における、施設入所支援と生活介護の利用の組み合わせについて、ケアマネジメント等の手続きを経た上で、利用の組み合わせの必要性が認められる場合には、市町村の判断で認めることができるようにする方向で検討する旨お示しし

ていたところであるが、必要な省令、通知等を改正し、平成24年度から実施する予定である。→ 詳細については16ページ参照

なお、ケアホームにおけるホームヘルパーの利用の組み合わせについては、現行の経過措置を延長することとする。

(5) 基幹相談支援センターの設置について

① 役割のイメージ

地域の相談支援の拠点として、相談機能、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着の役割を担う。(自立支援協議会の事務局を兼ねることなどにより、地域の相談支援体制等に係るネットワークを活用し役割を強化。)

② 財源

現在の相談支援事業に係る交付税に加え、以下について概算要求を行っているところである。

- ・ 地域生活支援事業費補助金による専門職の配置やコーディネーターの配置（地域移行のための安心生活支援事業の活用）に係る補助
- ・ 社会福祉施設整備費補助金による施設整備費の補助

(6) 自立支援協議会の法定化

自立支援協議会については、障害者自立支援法の一部改正や障害者虐待防止法を踏まえ、以下の役割の強化が必要である。

市町村におかれては、地域の実情に応じて、当該役割を担う専門部会の設置等について検討すること。

- ① サービス等利用計画の質の向上を図る役割
- ② 地域移行のネットワークや資源開発の役割
- ③ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの役割

なお、障害者自立支援法の一部改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

当該改正の趣旨を踏まえ、「第三期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっては、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

(7) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化

地域生活支援事業費補助金において、必須事業化に伴う費用について概算要求を行っているところである。